法政大学通信教育部

2024 年度入学者　教職課程について（入学要項別紙）

目　　次

1. 取得可能な教員免許状……1
2. 入学コース……2
3. 教職の単位……2
4. 基礎資格および法定最低修得単位数……3
5. 費用……3
6. 教育実習……4
7. 介護等体験……5
8. その他の必修科目……5
9. 教育の基礎的理解に関する科目等……6
10. 教科及び教科の指導法に関する科目……7
国語科（中学校一種・高等学校一種）……7
社会科（中学校一種）……8
地理歴史科（高等学校一種）……9
公民科（高等学校一種）……10
商業科（高等学校一種）……10

参考資料　法政大学通信教育部進級・卒業要件

法政大学通信教育部で教員免許状取得に必要な単位の修得を検討している方は、事前に『入学要項』と共に本紙で教職課程の概要や適用法令、修得すべき科目区分や単位数などを確認して出願してください。また、必要な要件および書類を揃えたうえで出願手続きを行ってください。

【重要】
「科目等履修生（教職生）」として出願する場合、出願可能な回が限られています。
出願コースを検討の際はご注意ください。

所属区分	前期第 1 回	前期第 2 回	前期第 3 回	前期第 4 回	後期第 1 回	後期第 2 回	後期第 3 回
本科生	○	○	○	○	○	○	○
教職生	○	○	○	×	○	○	×

通信教育部 Web サイト「教職課程」
https://www.tsukyo.hosei.ac.jp/faculty/teacher-training/

教職・資格

教職課程

国語・社会（中学校一種）、国語・地理歴史・公民・商業（高等学校一種）の各教員免許状の取得が可能です。初めて取得する場合には最終学歴などによって適した学年から入学し、履修をスタートできます。すでに一部単位を修得済みの場合、上級免許状や他教科免許状取得を目指す場合は、必要に応じた科目履修が可能です。

1. 取得可能な教員免許状

免許状種別・科目 ＼ 学部・学科		法学部	文学部			経済学部	
		法律学科	日本文学科	史学科	地理学科	経済学科	商業学科
中学校教諭一種免許状	国語		○				
	社会	○		○	○	○	
高等学校教諭一種免許状	国語		○				
	地理歴史	○		○	○	○	
	公民	○		○	○	○	
	商業						○

＊○が取得可能な免許状

※ 学科によって取得できる教員免許状が異なります。例えば、史学科に入学して中学の社会と高校の地理歴史を同時に取得することは可能ですが、国語を取得することはできません。国語の免許状を取得できるのは日本文学科に入学した場合のみです。

※ 本学通信教育課程の卒業生が不足単位修得のため科目等履修生（教職生）となる場合は、原則として卒業した学部・学科に所属してください。

※ 入学時期および履修科目・単位数によって、学習に要する年数は異なります。余裕をもって学習計画を立ててください。

※ 上記に記載のない科目の免許状の取得はできません（証明書も発行できません）。

◇ 教職課程再課程認定について

教育職員免許法・同施行規則の改正により、2019 年度入学生から改正後の新法による新教職課程が開始されました。本学の通信教育課程は、上記の表のとおり教職課程を開設しています。平成 28 年改正法（2019 年 4 月 1 日施行）（以下、新法）での主な変更点は以下のとおりです。

旧法<注>適用者と新法適用者とでは教員免許状取得のために必要な科目･単位が異なりますので注意してください。

≪新法の主な変更点と履修上の注意について≫

1. 科目区分の変更に伴う新しい科目の開設
   「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目および
   「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目の修得が必要です。
2. 「各教科の指導法」の必要修得単位数の変更
   旧法では 2 単位以上でしたが、新法では中学校一種免許状は 8 単位、高等学校一種免許状は 4 単位の修得が必要です。

＜注＞　旧法・・・・平成 10 年改正免許法を指す
　　新法・・・・平成 28 年改正免許法（2019 年 4 月 1 日から施行）を指す

2. 入学コース

最終学歴および修得科目によって、入学すべきコースが異なります。
必ず『入学要項』P. 31～32 を参照し、目的別の受講資格を確認してください。

【重要】「科目等履修生（教職生）」として出願する場合、出願可能な回が限られています。
《出願可》前期第 1 回、前期第 2 回、前期第 3 回、後期第 1 回、後期第 2 回
《出願不可》前期第 4 回、後期第 3 回　※前期・後期とも最終出願期は出願不可

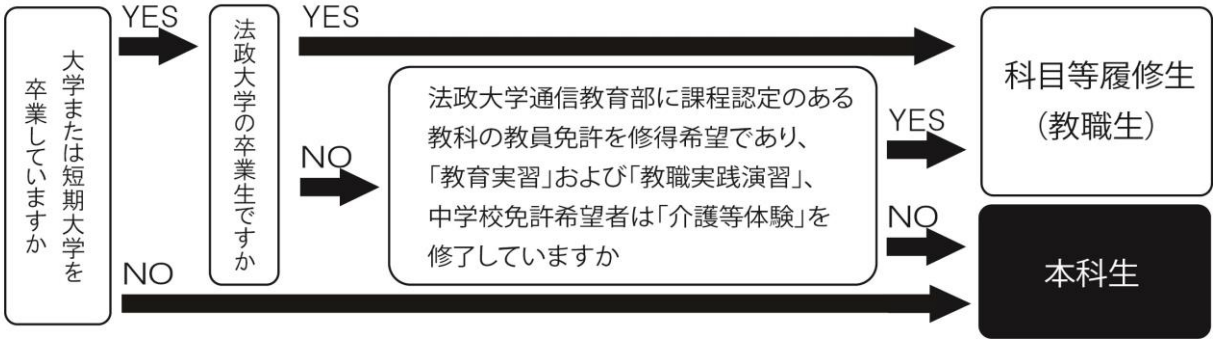

3. 教職の単位

すでに修得済みの単位について

本学では、前大学などで修得した教職単位（教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目）は認定・証明していません。その他の必修科目（施行規則 66 条の 6）の認定単位の証明については、入学形態および科目区分により異なります。以前に修得した単位を教員免許状申請用として使用する場合は、修得した機関（前大学など）で単位証明をしてもらってください。免許申請時には、以前修得した単位と本学で修得した単位のそれぞれの証明書を合わせてご自身で申請することになります。

これから修得予定の単位について

教員免許状の授与権者は、大学ではなく都道府県の教育委員会です。履修計画をたてるにあたっては、単位を修得し終え、免許状授与の個人申請をする際に不足単位や科目の取り間違いによって免許状が授与されない、ということのないよう下記の修得すべき単位の確認方法を参照し、十分注意してください。

（1）適用法令を確認する

2019 年度以降の入学生は、原則として新法（平成 28 年改正法）が適用となりますが、一部の方については旧法（平成 10 年改正法）が適用となります。

旧法（平成 10 年改正法）適用者の可能性がある場合※
・2019 年 3 月末日から引き続き現在までいずれかの大学（短期大学を除く）に正規の学生として在籍している方が間を空けずに本学に入学する場合。
※在籍していた大学の学籍の状況や教職課程の状況、本学への入学方法により、旧法が適用される場合があります。上記に該当する方の適用法令については免許状の授与を受けようとする都道府県の教育委員会に現在の学籍の状況を詳細に説明したうえで、適用法令を確認してください。

（2）不足単位を確認する

A. 学士の資格を持っている（既に大学を卒業している）
1．出身大学で（1）で確認した適用法令用の「学力に関する証明書」を取得する。
2．「学力に関する証明書」をもとに、出身大学にて教育職員免許法上の不足区分・不足科目・不足単位数について指導を受ける。
※すでに所有している免許を利用して、免許法第６条（他教科免許状・上級免許状・隣接校種免許状）を根拠に免許申請を行う場合は都道府県教育委員会で指導を受けてください。詳しくは「入学要項」P28～P32 を参照してください。

B. 学士の資格を持っていない（大学を卒業していない）

本学を卒業するとともに、法律で定められた教員免許状取得に必要な科目および単位の修得が必要です。本学の卒業に必要な単位については通信教育部 Web サイト「学部・学科一覧」から各学科の履修科目と卒業要件をご覧ください。

法律で定められた教員免許状取得に必要な単位については下記「4. 基礎資格および法定最低修得単位数」をご覧ください。

※ただし、大学を中退した方については、前大学で修得した単位の一部が「学力に関する証明書」で証明できる場合があります。そのため、前ページ A の手順で履修指導を受けることをおすすめします。

(3) 本学の課程表を確認する

(2) で確認した修得すべき教員免許法上の科目・単位数を本学の課程表に照らし合わせ、本学入学後に履修すべき本学の科目・単位数を確認します。

※平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表で公開しています。

4. 基礎資格および法定最低修得単位数

教員免許状を取得するためには、下記の表にある単位数・要件を満たすように修得することが法律で定められています。免許の申請には本学の必修単位をすべて修得し、かつ法定最低修得単位数を超えて修得しなければなりません。

免許状の種類	基礎資格	法定最低修得単位数※2 と要件				
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	その他の必修科目（施行規則 66 条 6）	介護等体験
中学校一種	学士の学位を有すること	27 単位	28 単位	4 単位※1	8 単位	要
高等学校一種		23 単位	24 単位	12 単位※1	8 単位	不要

※1：「大学が独自に設定する科目」の単位は、本学では「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、所定の単位数を超過して、修得した単位が充当されます。

※2：法定最低修得単位数は、本学での修得単位数と異なります。本学で教職課程を履修する場合、法定最低修得単位数を超えても修得しなければならない場合があります。また、上記法定最低修得単位数は新法（平成 28 年改正法）適用者用です。平成 10 年改正法適用者については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 で公開しています。

5. 費用

教職課程の履修に関する費用は概算で、以下のとおりです。(指定市販本など、配本されない教材の購入にかかる費用は含みません。)

内訳	金額	詳細
科目登録料	**<本科生>** 1 単位 3,000 円×登録単位数 **<科目等履修生(教職生)>** ・科目登録料(※)1 単位 5,000 円×登録単位数	科目登録料は以下の場合に発生します(科目登録時に納入)。 (1)所属学科のカリキュラムにない科目を通信学習で履修する場合。 (2)3 年次編入学者(学士入学者含む)で教養課程の科目を、通信学習で履修する場合(一部例外あり)。 ※「書道実技」を通信学習で履修する場合の科目登録料は 10,000 円となります。
スクーリング受講料	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 1 科目 15,000 円または 20,000 円×受講科目数	スクーリング受講料はスクーリングの種類によって異なります(履修申請後、申請結果通知後に納入)。 東京(春・夏・秋・冬・週末・ゴールデンウィーク)スクーリング 1 科目あたり 15,000 円 地方・メディアスクーリング、オンライン形式で開講するスクーリング 1 科目あたり 20,000 円
教育実習費	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 30,000 円(教育実習事前指導受講料 6,000 円、教育実習料 24,000 円)	詳細は教育実習予備登録者にご連絡します。
教職実践演習受講料	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 15,000 円	冬期スクーリング期間に開講するため、10 月頃に申請・11 月頃に受講料を納入。
介護等体験費	**<本科生・科目等履修生(教職生)共通>** 13,000 円	翌年度に実施する介護等体験について、前年度中に申請、体験費を納入。

6. 教育実習

教育実習の実施要件

「教育実習」の単位（中学校 5 単位、高等学校 3 単位）は、実習校での実習の単位（中学校 4 単位、高等学校 2 単位）と事前・事後指導 1 単位から構成されています。
「教育実習」を行うためには、実習前年度 3 月末までに以下の要件をすべて満たさなければなりません。

（１）「教育の基礎的理解に関する科目等」の中から 8 単位以上を修得すること（科目の指定あり）※1
（２）「実習教科の指導法」を 4 単位修得すること※2
（３）上記（１）を含み 100 単位以上修得すること※3
（４）教育実習実施年度の 4 月 1 日時点で 4 年生であること
（５）「教育実習ガイダンス」（文書指導）を受講すること
（６）事前指導担当教員が「履修カルテ」を確認していること
（７）「教育実習事前指導」に合格すること（冬期スクーリングで開講予定）
（８）予備登録時の課題・リポートに合格すること
（９）実習校から内諾を得ていること

・「教育実習」を除いた不足単位が 1～2 科目であっても、すぐに「教育実習」を行うことはできません。
・科目等履修生の「教育実習」受け入れは、原則として行っていません（本学卒業者（通学課程含む）は受け入れ可。本学卒業者（通学課程含む）が科目等履修生として教育実習を行う場合は上記要件（３）、（４）は免除されます）。

※1　「教育原理」「教育の制度・経営」「教育心理学」を各 2 単位および「教育の基礎的理解に関する科目等」の中から 2 単位、合計 8 単位を修得すること。
上記のうち「教育原理」「教育の制度・経営」「教育心理学」については本学（通学課程含む）で修得している必要があります。
※2　実習教科が中学国語の場合は「国語科教育法Ⅰ」の 4 単位を修得すること。中学社会の場合は「社会・地歴科教育法」または「社会・公民科教育法」のいずれか 4 単位を修得すること。
※3　編入学時の認定単位、学士入学者の教養課程免除単位も含む。ただし、資格課程の科目は含まない。

実習校について

実習校においては、出身者に対しても受け入れを制限する学校や、教員採用試験を受験しない方や受験可能でない年齢の方を受け入れない学校もあります。また、実習校・実習校所在地の教育委員会の両方に所定の申請をしないと実施できない自治体もあります。実習校の確保は、学生自身が実習の前年度に出身校や最寄りの学校などへ個々に交渉して内諾を得ることが必要となります。そのうえで、本学より教育実習受入れ依頼の手続きをとり、実習校へ正式にお願いすることになります。なお、実習にあたり上記実習要件をすべて満たさなければ、たとえ実習校の内諾を得られても不許可となりますので注意してください。

＜注意＞　・実習校は自己開拓となります。本学から実習校の斡旋は一切行いません。
・現在、学校に勤務している方は勤務校および同一敷地内にある関係校（附属校・中高一貫校など）での実習は認められません。
・通信制・単位制の学校での教育実習は実施できない可能性があります。
・法政大学の付属校での実習は、法政大学付属校出身者のみの受け入れとなります。

実習時期・期間および実習経費について

教育実習は、春期（5～7 月）または秋期（9～11 月）に行われます。教育実習期間は中学一種免許取得希望者が 3～4 週間（5 単位）、高等学校一種免許取得希望者は 2 週間（3 単位）となります。実習校の学校種にかかわらず修得した単位は中学校、高等学校の両方の免許申請に使用することができるため中学校、高等学校の両方の免許取得を予定している方は 3～4 週間（5 単位）の教育実習を行ってください。※教育実習を入学初年度に行うことはできません。3 年次編入学者（学士入学者含む）は、翌年度の実習についても、上記教育実習の実施要件（3）の関係で、行うことができない可能性が高いです。

実習経費（予定）　・教育実習事前指導　6,000 円　・教育実習料　24,000 円

法政大学（通学課程、通信教育課程）卒業者について

本学卒業者は、科目等履修生（教職生）での教育実習が可能です。ただし、実習前年度に希望者登録（予備登録）を行うため、入学初年度の実習はできません。また、本学通学課程卒業者の実習にかかわる各種実施条件は本学通信教育部の要件に則ります。

7. 介護等体験

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得するためには特別支援学校で 2 日以上、社会福祉施設などで 5 日以上（合わせて 7 日間以上）の「介護等体験」が義務づけられています。

介護等体験の対象者

中学校免許状取得希望者で、以下のいずれかに該当する者

a. 1998 年度以降の 1 年次入学者　b. 1999 年度以降の 2 年次編入学者　c. 2000 年度以降の 3 年次編入学者　d. 1998 年度以降入学の本学卒業の教職生

介護等体験が免除される方

a. 上記対象者のうち、この法律の施行日（1998 年 4 月）以前から、いずれかの大学に間をおかず在籍し、これらを卒業するまでに中学校の普通免許状を申請するために必要な所要資格を得た者またはそのことにより中学校の普通免許状を取得した者

b. すでに小学校または中学校の教諭の普通免許状を教員免許法別表第 1 により取得している者

c. 次の免許を受けている者

保健婦、保健士、助産婦、看護士、准看護士、盲・聾・養護学校の教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士

d. 身体障害者手帳に 1 級から 6 級までの記載のある者

介護等体験の実施について

介護等体験は、大学を通して東京都もしくは在住の各都道府県の教育委員会および社会福祉協議会に申し込みます。日時・施設の指定はできず、土曜・日曜の体験は原則としてありません。特に社会福祉施設の 5 日間は月曜～金曜の連続した日程となります。
また、申し込み締切日は各都道府県で異なるので、入学初年度に介護等体験はできません。

＜注意＞ ・本学では、介護等体験は単位となりません。
・科目等履修生の介護等体験の受け入れは、原則として行っていません（本学卒業者（通学課程含む）は受け入れ可）。
・「介護等体験」にかかる経費は 13,000 円を予定しています。

8. 【新法(平成 28 年改正法)、旧法(平成 10 年改正法)共通課程表】その他の必修科目

（根拠：教育職員免許法施行規則第 66 条の 6（免許法第 5 条別表第 1 に基づく場合必修））

【すべての免許種に共通】

◎：必修科目

○：選択必修科目　「スポーツ総合演習」「健康・スポーツ科学概論」いずれか 1 科目が必修
「英語Ｓ」「独語Ｓ」「仏語Ｓ」のいずれか 1 外国語 2 単位が必修

法定の科目名	本学配当科目	単位数	科目コード	履修可能学科					
				法	日	史	地	経	商
日本国憲法	法学（日本国憲法）	2	01215	◎	◎	◎	◎	◎	◎
体育	スポーツ総合演習　※1	2	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	健康・スポーツ科学概論	2	03406	○	○	○	○	○	○
外国語コミュニケーション	英語Ｓ　※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	独語Ｓ　※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
	仏語Ｓ　※1	1×2 回	スクーリングのみ	○	○	○	○	○	○
情報機器の操作	情報学入門　※2	2	スクーリングのみ	◎	◎	◎	◎		◎
	コンピュータ入門　※2	2	スクーリングのみ					◎	

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※1：「スポーツ総合演習」「外国語」は春・夏・秋・冬期スクーリングのいずれかで開講予定です。

※2：「情報学入門」（経済学部経済学科は「コンピュータ入門」）は夏・冬期スクーリングで開講予定です。

・2024 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載しています。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

9.【新法(平成 28 年改正法)用課程表】教育の基礎的理解に関する科目等（中学校一種、高等学校一種）

◎：必修科目
○：選択必修科目「教育実習（中・高)」または「教育実習（高)」のいずれか 1 科目必修
△：選択科目　修得した場合、「大学が独自に設定する科目」の単位となる

施行規則に定める科目区分等		本学配当科目	単位数	科目コード	取得したい免許種・教科					
					中学国語	高校国語	中学社会	高校地歴	高校公民	高校商業
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	95539	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2	95540	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度・経営	2	95541	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	95542	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズの理解と支援	2	95543	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	95544	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2	95545	◎	△	◎	△	△	△
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2	95546	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別活動の指導法	特別活動論	2	95547	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法論 （ICT 活用を含む）	2	スクーリングのみ （夏期スクーリング開講予定）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	95549	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	95550	◎	◎	◎	◎	◎	◎
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習（中・高）	5	教育実習事前・事後指導の受講が必要 （事前指導は、冬期スクーリング開講予定）	◎	○	◎	○	○	○
		教育実習（高）	3			○		○	○	○
	教職実践演習　※	教職実践演習（中・高）	2	スクーリングのみ （冬期スクーリング開講予定）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
必修科目のみを修得した場合の合計単位数					31	27	31	27	27	27

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※「教職実践演習」の受講には「履修カルテ」が必要です。

※10 月 1 日入学（後期生）で、入学初年度の冬期スクーリングで開講予定の「教職実践演習」の受講を希望する場合は、必ず 10 月 1 日入学（後期生）の「第 1 回」までに出願してください。

※法政大学卒業者かつ 10 月 1 日入学（後期生）で、入学翌年度の教育実習を希望の方は、事前に法政大学通信教育部教職担当へご相談ください。

・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。

・2024 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載しています。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

10.【新法(平成 28 年改正法)用課程表】教科及び教科の指導法に関する科目

取得希望の免許教科ごとに定められています。

教科及び教科の指導法に関する科目のうち、スクーリングが必修の科目は中学校一種国語科用の「書道実技（2 単位)」です。「書道実技」の履修は、通信学習で履修する部分とスクーリングで履修する部分とに分かれており、通信学習だけでは単位の修得はできません。

＜他大学に在籍していた方で、教職科目の一部を修得している方へ＞

「一般的包括的内容を含む」について。

教育職員免許法施行規則にて、「教科及び教科の指導法に関する科目」は「一般的包括的内容を含むものでなければならない」と定められています。

※一般的に学力に関する証明書では、確認欄に「○」を記載することや、注意書きを付すことで、その科目区分について「一般的包括的内容を含む」単位を修得したかどうかが示されています。

出身大学や教育委員会への確認の結果、「一般的包括的内容を含む」単位を修得できていない科目区分があった場合は、本学で当該科目区分の必修科目をすべて修得する必要があります（選択必修科目は条件に沿うように修得する必要があります)。

例）中学国語の教員免許状取得希望者が科目区分「国文学（国文学史を含む。)」について、本学で「一般的包括的内容を含んで修得する必要がある」場合、本学では当該科目区分の必修科目である「日本文芸学概論」と「日本文芸史Ⅰ」の両方を修得する必要があります（下表参照)。

その他、教育委員会や出身大学などで指導を受けた場合には、その指導内容に則り履修してください。

【国語科（中学校一種・高等学校一種)】

◎：必修科目

○：選択必修科目　「日本言語学概論」または「日本言語史」のいずれか１科目必修

１科目以上修得した場合はすべて教科及び教科の指導法に関する科目の単位となる

△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

☆：「中学校一種国語」の免許の場合は必修科目となる。「高等学校一種国語」の免許の場合は選択科目となる。

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本言語学概論	4	24509		○				
			日本言語史	4	24510		○				
			日本文法論	4	24503		◎				
		国文学（国文学史を含む。）	日本文芸学概論	4	24501		◎				
			日本文芸史Ⅰ	4	24511		◎				
			日本文芸研究特講・中古	4	24559		△				
			日本文芸研究特講・中世	4	24560		△				
			日本文芸研究特講・近世	4	24561		△				
			日本文芸研究特講・近代	4	24562		△				
			日本文芸研究特講・現代	4	24563		△				
		漢文学	日本文芸研究特講・漢文	4	24565		◎				
			中国文芸史	4	24608		△				
		書道（書写を中心とする。）中学免許取得希望者のみ教科に関する科目区分となる（高校免許の単位にはなりません)。	書道実技※	2	24639		◎				
			書道史	2	24613		△				
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		国語科教育法Ⅰ	4	95559		◎				
			国語科教育法Ⅱ	4	95560		☆				

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※書道実技の履修方法…「書道実技」はスクーリング受講が必修であるため以下の（1)，(2）いずれかの方法で単位を修得すること。

（１）スクーリングを２回受講し、いずれも合格する。

（２）「スクーリングを１回受講し合格」および「通信学習で所定の課題を提出しすべて合格する」と 2 単位修得となります。通信学習での履修料（科目登録料）は 10,000 円です。

・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。

・2024 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信 4 月号』および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載しています。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【社会科（中学校一種）】

◎：必修科目

△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	西洋史	4	01116	◎				◎	
			日本史	4	01117	◎				◎	
			東洋史	4	01118	◎				◎	
			日本史概説※１	4（2）	34501			◎	◎		
			東洋史概説※１	4（2）	34502			◎	◎		
			西洋史概説※１	4（2）	34503			◎	◎		
			史学概論	4	34504			△			
			日本考古学	4	34601			△			
			日本美術史	4	24640			△			
			日本近代史	4	34647			△			
			日本近世史	4	34618			△			
			日本中世史	4	34628			△			
			日本古代史	4	34544			△			
			日本古文書学	4	34540			△			
			経済史Ａ	2	54524					△	
			経済史Ｂ	2	54525					△	
		地理学（地誌を含む。）	人文地理学概論（１）	2	44507	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学概論（２）	2	44511	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論（１）	2	44508	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論（２）	2	44512	◎		◎	◎	◎	
			地誌学概論	4	44513	◎		◎	◎	◎	
			歴史地理学	4	44705			△	△		
			人文地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講（地域・産業・生活）	4	44613				△		
			日本地誌(1)（自然編）	4	44523				△		
			日本地誌(2)（人文編）	4	44524				△		
			世界地誌(1)（アジア）	4	44525				△		
			世界地誌(2)（アメリカ・大洋州）	4	44526				△		
			世界地誌(3)（欧・アフリカ）	4	44527				△		
			環境経済論 A	2	メディアスクーリングのみ					△	
			環境経済論 B	2	メディアスクーリングのみ					△	
		「法律学、政治学」	法学（日本国憲法）	2	01215	◎		◎	◎	◎	
			法学	2	01219	◎		◎	◎	◎	
			憲法	4	14501	△		△	△	△	
			民法総則	4	14515	△					
			物権法	4	14516	△					
			債権総論	4	14517	△					
			債権各論	4	14518	△					
			親族法・相続法	4	14526	△					
			商法総則・商行為法	4	14519	△					
			会社法	4	14520	△					
			刑法総論	4	14521	△					
			刑法各論	4	14522	△					
			民事訴訟法	4	14523	△					
			刑事訴訟法	4	14513	△					
			労働法	4	14603	△					
			国際法総論	4	14524	△					
			民法一部（総則・物権法）	4	54590					△	
			民法二部（債権法）	4	54591					△	
			東洋史特講（中国現代史）	4	34541			△			
		「社会学、経済学」	社会学	4	01217			◎			
			社会経済学 A	2	54518	◎			◎	◎	
			社会経済学 B	2	54519	◎			◎	◎	
			経済政策論 A	2	54538	△				△	
			経済政策論 B	2	54539	△				△	
			統計学Ａ	2	54522					△	
			統計学Ｂ	2	54523					△	
			財政学Ａ	2	54534					△	
			財政学Ｂ	2	54535					△	
			文化地理学	4	44700			△	△		
			経済地理学	4	44699			△			
			人文地理学（農業）	4	44704				△		
			日本経済論 A	2	54552					△	
			日本経済論 B	2	54553					△	
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4	01119	◎		◎	◎	◎	
			法哲学	2	スクーリングのみ	△					
			西洋史特講（西洋哲学史）	4	34534（44531）※２			△	△		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会・地歴科教育法	4	95561	◎		◎	◎	◎	
			社会・公民科教育法	4	95562	◎		◎	◎	◎	

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※１　「日本史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」についてはスクーリングで 2 単位を修得した場合に限り、単位数（4 単位）を満たしていなくても、該当科目を修得したとみなします（通信学習で単位を修得する場合は 4 単位必要になります）。

※２　括弧外は「史学科」の教職生が取得する場合の科目コード、括弧内は「地理学科」の教職生が取得する場合の科目コードです。

・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。

・2024 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信 4 月号』および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載しています。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【地理歴史科（高等学校一種）】

◎：必修科目

△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史	4	01117	◎				◎	
			日本史概説※	4（2）	34501			◎	◎		
			日本法制史	4	14604	△					
			日本考古学	4	34601			△			
			日本美術史	4	24640			△			
			日本近代史	4	34647			△			
			日本近世史	4	34618			△			
			日本中世史	4	34628			△			
			日本古代史	4	34544			△			
			日本古文書学	4	34540			△			
		外国史	西洋史	4	01116	◎				◎	
			東洋史	4	01118	◎				◎	
			東洋史概説※	4（2）	34502			◎	◎		
			西洋史概説※	4（2）	34503			◎	◎		
			法思想史	2	スクーリングのみ	△					
			西洋法制史	4	14534	△					
			社会経済思想史	4	54546					△	
			経済史Ａ	2	54524					△	
			経済史Ｂ	2	54525					△	
			東洋史特講（中国経済史）	4	34532			△			
		人文地理学・自然地理学	人文地理学概論（１）	2	44507	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学概論（２）	2	44511	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論（１）	2	44508	◎		◎	◎	◎	
			自然地理学概論（２）	2	44512	◎		◎	◎	◎	
			人文地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			人文地理学特講（地域・産業・生活）	4	44613	△		△	△	△	
			自然地理学演習	2	スクーリングのみ				△		
			自然地理学（地形）	4	44607	△		△	△	△	
			自然地理学（気候・気象）	4	44620	△		△	△	△	
			自然地理学（海洋・陸水）	4	44618	△		△	△	△	
			歴史地理学	4	44705	△		△	△	△	
			環境経済論 A	2	メディアスクーリングのみ					△	
			環境経済論 B	2	メディアスクーリングのみ					△	
		地誌	地誌学概論	4	44513	◎		◎	◎	◎	
			地誌学特講	2	スクーリングのみ				△		
			日本地誌(1)（自然編）	4	44523	△		△	△	△	
			日本地誌(2)（人文編）	4	44524	△		△	△	△	
			世界地誌(1)（アジア）	4	44525	△		△	△	△	
			世界地誌(2)（アメリカ・大洋州）	4	44526	△		△	△	△	
			世界地誌(3)（欧・アフリカ）	4	44527	△		△	△	△	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会・地歴科教育法	4	95561	◎		◎	◎	◎	

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。

※「日本史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」についてはスクーリングで 2 単位を修得した場合に限り、単位数（4 単位）を満たしていなくても、該当科目を修得したとみなします（通信学習で単位を修得する場合は 4 単位必要になります）。

・平成 10 年改正法の課程表については、通信教育部 Web サイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。

・2024 年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4 月号および法政大学通信教育部 Web サイト「News」に掲載しています。

・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【公民科（高等学校一種）】

◎：必修科目
〇：選択必修科目
・「法学（日本国憲法）」・「法学」および「国際法総論」の３科目（8単位）もしくは「政治学（スクーリングのみ開講）」の１科目（2単位）が必修
・必修単位を超過して修得した単位についても「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる
△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学（日本国憲法）	2	01215	〇		〇	〇	〇	
			法学	2	01219	〇		〇	〇	〇	
			国際法総論	4	14524	〇		〇	〇	〇	
			政治学	2	スクーリングのみ	〇		〇	〇	〇	
			憲法	4	14501	△		△	△	△	
			民法総則	4	14515	△					
			物権法	4	14516	△					
			商法総則・商行為法	4	14519	△					
			会社法	4	14520	△					
			刑法総論	4	14521	△					
			刑法各論	4	14522	△					
			国際法各論	4	14525	△					
			労働法	4	14603	△					
			民法一部（総則・物権法）	4	54590					△	
			民法二部（債権法）	4	54591					△	
			東洋史特講（中国現代史）	4	34541			△	△		
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学	4	01217			◎			
			社会経済学 A	2	54518	◎			◎	◎	
			社会経済学 B	2	54519	◎			◎	◎	
			経済政策論 A	2	54538	△				△	
			経済政策論 B	2	54539	△				△	
			統計学Ａ	2	54522					△	
			統計学Ｂ	2	54523					△	
			財政学Ａ	2	54534					△	
			財政学Ｂ	2	54535					△	
			経済地理学	4	44699			△	△		
			文化地理学	4	44700			△	△		
			人文地理学（農業）	4	44704				△		
			日本経済論Ａ	2	54552					△	
			日本経済論Ｂ	2	54553					△	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学	4	01119	◎		◎	◎	◎	
			法哲学	2	スクーリングのみ	△					
			西洋史特講（西洋哲学史）	4	※34534（44531）			△	△		
			東洋史特講（中国思想史）	4	34529			△			
			西洋史特講（キリスト教史）	4	※34535（44532）			△	△		
			日本史特講（日本仏教史）	4	※34525（44533）			△	△		
			日本史特講（日本思想史）	4	※34524（44534）			△	△		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会・公民科教育法	4	95562	◎		◎	◎	◎	

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
※括弧外は「史学科」の教職生が取得する場合の科目コード、括弧内は「地理学科」の教職生が取得する場合の科目コードです。
・平成10年改正法の課程表については、通信教育部Webサイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。
・2024年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4月号および法政大学通信教育部Webサイト「News」に掲載しています。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

【商業科（高等学校一種）】

◎：必修科目
△：選択科目　修得した場合、その教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位となる

免許法施行規則に定める科目区分			科目名	単位数	科目コード	履修可能学科					
						法	日	史	地	経	商
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	簿記Ⅰ	2	64516						◎
			簿記Ⅱ	2	64517						◎
			財務会計論Ⅰ	2	64540						◎
			財務会計論Ⅱ	2	64541						◎
			原価計算論Ⅰ	2	64542						△
			原価計算論Ⅱ	2	64543						△
			マーケティング論Ⅰ	2	メディアスクーリングのみ						△
			マーケティング論Ⅱ	2	メディアスクーリングのみ						△
			金融論Ⅰ	2	64530						△
			金融論Ⅱ	2	64531						△
			管理会計論Ⅰ	2	64544						△
			管理会計論Ⅱ	2	64545						△
			監査論Ⅰ	2	64546						△
			監査論Ⅱ	2	64547						△
			人的資源管理論Ⅰ	2	64537						△
			人的資源管理論Ⅱ	2	64538						△
			経営分析論Ⅰ	2	64550						△
			経営分析論Ⅱ	2	64551						△
			国際金融論Ⅰ	2	64552						△
			国際金融論Ⅱ	2	64553						△
			経営管理論Ⅰ	2	64524						△
			経営管理論Ⅱ	2	64525						△
			税務会計Ⅰ	2	64548						△
			税務会計Ⅱ	2	64549						△
		職業指導	職業指導	4	64676						◎
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		商業科教育法	4	95563						◎

［重要］課程表の変更などにより、配当科目が変更になる場合があります。
・平成10年改正法の課程表については、通信教育部Webサイト（トップ 〉 学部・学科・教職課程 〉 教職課程 〉 教職課程表）で公開しています。
・2024年度のスクーリング開講科目は、『法政通信』4月号および法政大学通信教育部Webサイト「News」に掲載しています。
・スクーリングは、履修申請者数によって、抽選となる場合があります。

付　　録

・本科生　進級要件（『学習のしおり』2023　抜粋）

進級要件

1 進学・再学の諸条件

◆学年が上がることを「進学（進級）」、同学年を繰り返すことを「再学（留級）」といいます。

◆進学（進級）するためには各年次で所定の単位を修得しなければなりません。

◆所定の単位を修得しない場合は、以下に定める進級に関する規程により進級することができません。また、前年度において休学中の者は進級することができません。

1. 進級要件

a. 法学部

区分	進級要件
1 年次→ 2 年次	なし
2 年次→ 3 年次	なし
3 年次→ 4 年次	①年間修得単位：8 単位以上 ②合計修得単位：40 単位以上 ③スクーリング修得単位：合計修得単位のうち 10 単位以上

b. 文学部・経済学部

区分	進級要件
1 年次→ 2 年次	年間修得単位：4 単位以上
2 年次→ 3 年次	年間修得単位：8 単位以上
3 年次→ 4 年次	①年間修得単位：8 単位以上 ②合計修得単位：40 単位以上 ③スクーリング修得単位：合計修得単位のうち 10 単位以上

注意

※日本文学科・地理学科・経済学部は履修状況により退学勧告される場合があります。
※以下の注意は全学部共通の事項です。

- 「教職専門科目」「教科専門科目」および「その他専門科目」の単位は進級要件に含みません。
- 進級要件については科目構成単位を満たさない単位（構成単位が4単位の科目のうち2単位をスクーリングで修得した場合など）も修得単位に含みます。
- 2・3年次編入学者の合計修得単位、スクーリング修得単位には、編入学時の認定・免除単位も含みます ▶p.30 。
- 放送大学で修得し、認定を受けた単位は各年次における年間修得単位にはなりませんが、3年次から4年次に進級する際の合計修得単位・スクーリング修得単位になります ▶p.138 。

2. 進級時期

前期生	4 月 1 日
後期生	10 月 1 日

3. 手続き

- 進学・再学の手続きは、前期生は 3 月中旬、後期生は 9 月下旬頃、所定の教育費を納入することによって完了します ▶p.196 。
- 進学の手続きを完了すると、前期は 4 月～ 6 月頃、後期は 10 月～ 12 月頃に新しい学年の通教テキストおよび学科に応じたリポートノートが配付されます（指定市販本、申告制通教テキストを除く）。